三　直轄事業の積算基準（建設工事用機械の使用に係る二以上の部局に共通する積算基準に限る。）に関すること。
四　建設工事用機械に係る建設技術（安全の確保に関するものに限る。）に関する指導及び普及に関すること。
3　施工安全企画室に、室長を置く。
4　環境・リサイクル企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　直轄事業の施行の合理化のための方策（二以上の部局に共通するものに限る。）に関する企画及び立案、調整並びに指導に関する事務（土地・建設産業局の所掌に属するものを除く。）で建設残土その他の副産物に関するものに関すること。
二　直轄事業の施工方法（環境の保全に関する二以上の部局に共通するものに限る。）に関する企画及び立案、調整並びに指導に関すること。
三　産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律（平成四年法律第六十二号）の規定による基本指針の策定の取りまとめに関すること並びに同法に規定する整備計画並びに特定周辺整備地区及び施設整備方針のうち建設業者の使用に供するための再生処理を行う特定施設以外の特定施設に係るものに関すること。
四　建設工事用機械に係る建設技術（環境の保全に関するものに限る。）に関する指導及び普及に関すること。
5　環境・リサイクル企画室に、室長を置く。
6　調整官は、命を受けて、事業の円滑な施行の確保に関する企画及び立案並びに調整に関する事務（施工安全企画室及び環境・リサイクル企画室の所掌に属するものを除く。）を分掌する。
7　事業総括調整官は、調整官のつかさどる事務のうち事業調整に関するものを統括する。
8　交流連携事業調整官は、命を受けて、調整官のつかさどる事務のうち、人の交流又は地域の連携に資する事業調整に関する重要事項に関するものをつかさどる。
9　事業総括調整官及び交流連携事業調整官は、調整官をもって充てられるものとする。

第二十三条　削除

第二十四条から第二十七条までを削る。

第二十八条の見出し中「及び安全防災対策官」を削り、同条第一項中「技術安全課」を「技術政策課」に改め、「及び安全防災対策官それぞれ」を削り、同条第三項を削り、同条を第二十四条とし、同条の次に次の二条を加える。

（国際戦略室並びに国際建設産業企画官、国際協力企画官、国際交渉官及び国際協力官）

第二十五条　国際政策課に、国際戦略室並びに国際建設産業企画官及び国際協力企画官それぞれ一人、国際交渉官四人並びに国際協力官三人を置く。

2　国際戦略室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　国土交通省の所掌に属する国際関係事務（交通に関連するもの（国際協力に係るものを除く。）に限る。）に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関すること（国際統括官並びに海外プロジェクト推進課及び国際交渉官の所掌に属するものを除く。）。
二　国土交通省の所掌に属する国際関係事務（交通に関連するものに限る。）で経済上の連携その他の対外経済関係に関するものに関する政策の調整に関すること（国際統括官及び国際交渉官の所掌に属するものを除く。）。

3　国際戦略室に、室長を置く。

4　国際建設産業企画官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。
一　国土交通省の所掌に属する国際関係事務（建設産業に関するものに限る。次号において同じ。）で二国間に関するもの及び海外における我が国事業者の事業活動の推進に係るものに関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関すること（国際統括官の所掌に属するものを除く。）。
二　国土交通省の所掌に属する国際関係事務で経済上の連携その他の対外経済関係に関するものに関する重要事項についての調整に関すること（国際統括官及び国際交渉官の所掌に属するものを除く。）。
5　国際協力企画官は、命を受けて、国土交通省の所掌に属する国際関係事務で二国間に関するもの及び国際協力に係るものに関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務（国際統括官並びに海外プロジェクト推進課及び国際建設産業企画官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
6　国際交渉官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。
一　国土交通省の所掌に属する国際関係事務で経済上の連携その他の対外経済関係に関するものに関する事項についての交渉に関すること（国際統括官の所掌に属するものを除く。）。
二　国際政策課の所掌事務に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関すること（国際統括官並びに国際建設産業企画官、国際協力企画官及び国際協力官の所掌に属するものを除く。）。
7　国際協力官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。
一　国土交通省の所掌に属する国際関係事務（交通に関連するものに限る。次号において同じ。）で国際協力に係るものに関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関すること（国際統括官及び国際協力企画官の所掌に属するものを除く。）。
二　国土交通省の所掌に属する国際関係事務で国際協力のための海外における指導、研究及び調査に関するものに関すること。

（国際建設管理官、海外プロジェクト推進企画官、海外プロジェクト推進官及び国際協力官）

第二十六条　海外プロジェクト推進課に、国際建設管理官及び海外プロジェクト推進企画官それぞれ一人並びに海外プロジェクト推進官及び国際協力官それぞれ二人を置く。

2　国際建設管理官は、命を受けて、国土交通省の所掌に属する国際関係事務（社会資本の整備に関連するもの（交通に関連するものを除く。）に限る。第五項において同じ。）で建設技術及び国際協力に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関する事務（国際統括官及び国際協力官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

3　海外プロジェクト推進企画官は、命を受けて、国土交通省の所掌に属する国際関係事務（交通に関連するものに限る。）で海外におけるプロジェクトに係る我が国事業者の事業活動の推進に係るものに関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務（国際統括官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

4　海外プロジェクト推進官は、命を受けて、国土交通省の所掌に属する国際関係事務で海外におけるプロジェクトに係る我が国事業者の事業活動の推進に係るものに関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務（国際統括官及び海外プロジェクト推進企画官の所掌に属するものを除く。）を分掌する。

5　国際協力官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。
一　国土交通省の所掌に属する国際関係事務で国際協力に係るものに関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関すること（国際統括官の所掌に属するものを除く。）。
二　国土交通省の所掌に属する国際関係事務で国際協力のための海外における指導、研究及び調査に関するものに関すること。

第二十九条から第三十四条までを削る。

第三十五条の見出しを「（企画室、建設統計室及び交通統計室並びにＩＴ戦略企画官、情報危機管理官及びグリーンＩＴ推進官）」に改め、同条第一項を次のように改める。

情報政策課に、企画室、建設統計室及び交通統計室並びにＩＴ戦略企画官、情報危機管理官及びグリーンＩＴ推進官それぞれ一人を置く。

第三十五条第二項中「第四条第三十三号から第三十七号まで」を「第四条第一項第三十七号から第四十一号まで」に改め、同条中第五項を第十項とし、第四項を第八項とし、同項の次に次の一項を加える。

9　情報危機管理官は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　国土交通省の所掌事務に係る情報システムに係る情報の安全の確保に関する総合的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関すること。
二　国土交通省の所掌事務に係る個人情報の保護に関する企画及び立案並びに調整に関すること。

第三十五条第三項の次に次の四項を加え、同条を第二十七条とする。